

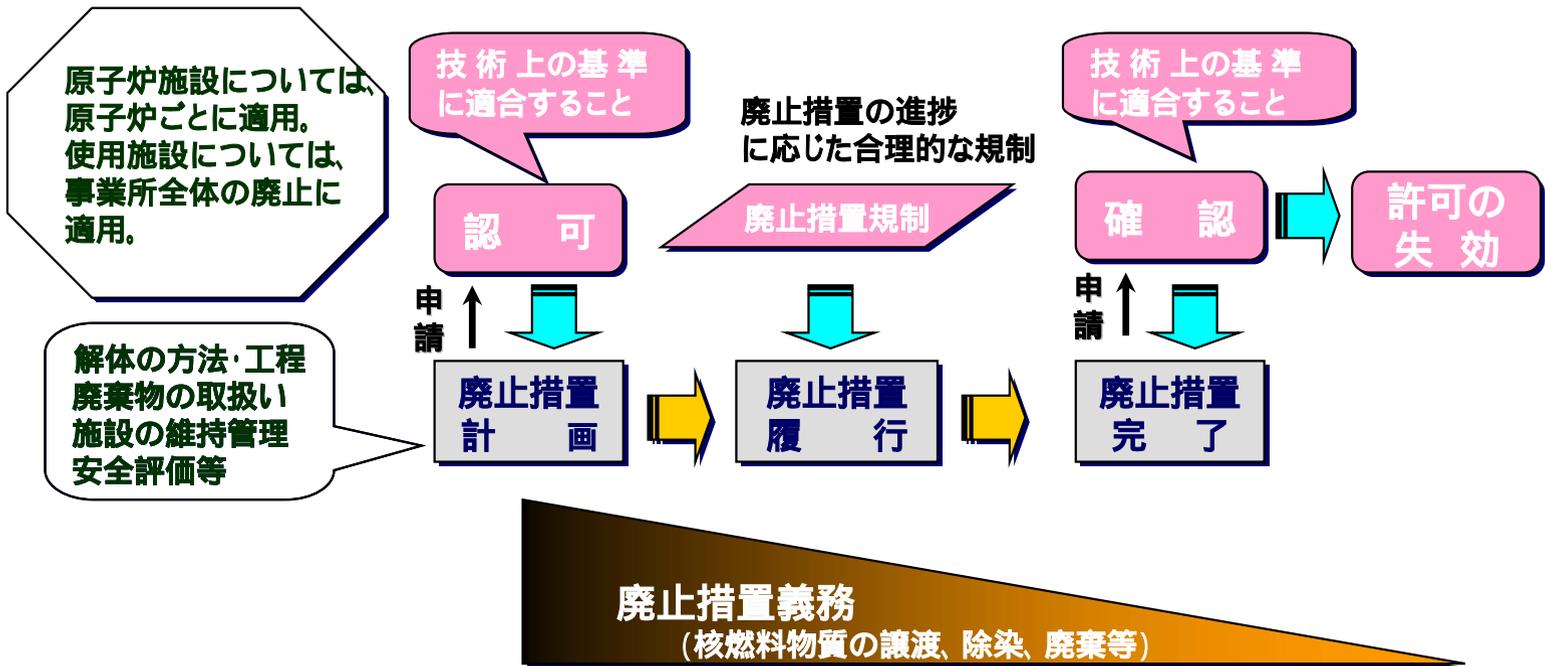
試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について

試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について(1)

★ 今後の安全規制の概要

原子炉等規制法改正法令

URL : http://www.nucmext.jp/genshiro_anzenkisei/genshirokisei01.html



試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について(2)

★ 廃止措置にあたっての安全規制

廃止措置計画の申請

次の事項を記載事項として規定

解体する施設及びその解体方法

核燃料物質の譲り渡しの方法

核燃料物質による汚染の除去の方法

核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

また、次の書類を添付することを規定

廃止措置期間中に機能を維持すべき設備、性能及びその性能を維持すべき期間に関する書類

核燃料物質等による放射線被ばく管理に関する書類

廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される事故の種類及び程度等に関する書類

なお、については、原子炉設置者及び核燃料物質使用者のうち政令第41条(旧政令第16条の2)に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り添付。

廃止措置計画認可基準

廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉(使用施設)による災害の防止上支障がないものであること。

試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について(3)

✦ 廃止措置期間中の安全規制

廃止措置の段階に応じて規制すべき事項が変わる。
廃止措置の進捗に対応した合理的な安全規制とする。

➡ 施設定期検査

廃止措置計画の認可後は、施設定期検査は不要

改正法において廃止措置の計画の認可後は、省令で定める場合に限り、施設定期検査が必要としている。
廃止措置移行後は、災害の蓋然性が大きく下がることから、今回の省令改正では、この場合を規定していない。

保安検査

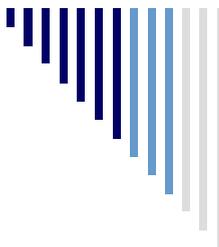
廃止措置計画の認可後は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年4回以内実施

廃止措置の進捗に応じ施設の状況等、これを勘案した頻度で検査を実施。

原子炉主任技術者

廃止措置計画の認可後は、原子炉主任技術者の選任は不要

法律上、原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるために選任の義務を課している。
廃止措置計画の認可後は、原子炉の運転は行われず、選任の義務はなくなる。法律の解釈を内規等により規定。



試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について(4)

✦ 廃止措置完了後の安全規制

廃止措置の終了確認の申請

- 次の事項を記載事項として規定
 - 施設の解体の結果
 - 核燃料物質の譲渡の結果
 - 核燃料物質による汚染除去の結果
 - 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の結果

廃止措置の終了確認の基準

- 次の事項を確認の基準として規定
 - 核燃料物質が譲渡されていること
 - 残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと
 - 核燃料物質によって汚染された物が廃棄されていること

試験研究用原子炉施設等における廃止に伴う措置に関する省令改正の概要について(5)

★ 解体中の試験研究用原子炉施設の手続き

現在8基の試験研究用原子炉施設が、これまでの制度(解体届)に基づき解体を実施している。

解体中の試験研究用原子炉施設

No	原子炉設置者名	名称	熱出力	解体届届出日
1	日立製作所(株)	HTR	100kW	S.50.6
2	日本原子力研究開発機構	むつ	36MW	H.4.8.
3	日本原子力研究開発機構	JRR-2	10MW	H.9.5
4	日本原子力研究開発機構	VHTRC	10W	H.12.3
5	東芝(株)	TTR	100kW	H.13.8
6	日本原子力研究開発機構	DCA	1kW	H.14.1
7	立教大学	立教大学炉	100kW	H.14.8
8	武蔵工業大学	武蔵工業大学炉	100kW	H.16.1

➡ 廃止措置計画の認可

新法の施行後6月間に廃止措置計画を定め認可申請ができる。

6月間に申請をすれば、認可又は認可をしない旨の通知を受けるまで、現行の解体届が有効。